

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の体系図

本計画は、基本理念として「だれもが生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができるまち、大和高田」、基本目標としては「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を掲げ、次の表のとおり健康づくり、食育推進及び自殺対策施策を総合的かつ横断的に推進していきます。

【基本理念】

だれもが生涯にわたり、健やかで心豊かに暮らすことができるまち 大和高田

【基本目標】

健康寿命の延伸と健康格差の縮小

基本方針1 健康的な生活習慣の普及

栄養・食生活

身体活動・運動

たばこ

アルコール

歯と口腔の健康

基本方針2 生活習慣病などの発症と重症化予防

健康診査と健康管理

がん対策

基本方針3 地域で暮らし健康になれる環境づくり

職場・地域等における健康づくりの推進

いのちを支える地域づくり

基本方針4 切れ目のない子育て支援

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

保護者やこどもの多様性を尊重し、こどもの健やかな成長を見守り育む社会の構築

こどもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む健康対策の充実

ライフステージを通じた健康を支える仕組みづくり

こども期

青年期・壮年期

高齢期

2 計画の基本方針

本計画の基本理念及び基本目標を踏まえて、基本方針を次のとおり定めます。いずれの基本方針においても、少子高齢化の更なる進展、生産可能人口の減少、がん、循環器病、糖尿病等の非感染性疾患(NCDs)の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機*など今後の健康を取り巻く状況の変化に対応できるものを目指します。市は、この基本方針を踏まえて、市民、企業・事業者、地域団体*などのみなさんと一緒にさまざまな取り組みを行っていきます。

*健康危機とは、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

*地域団体とは、計画においては、地方自治法第260条の2に規定する市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のほか、構成員に住所を有する以外の属性(年齢、性別、ボランティア等の特定活動)を必要とする団体をいう。

1 健康的な生活習慣の普及

健康であり続けるためには、一人ひとりが正しい健康知識のもと、自分に合った健康づくりを実践し、習慣化・継続化させていくことが必要です。そのため、こどもの頃から切れ目なく運動習慣の定着やバランスのとれた食事、十分な休養等の健康的な生活習慣を身に付けるための啓発や支援を行います。健康的な生活習慣を継続して実践できるよう、性別・年代別の課題に沿った取り組みを行います。

2 生活習慣病などの発症と重症化予防

妊産婦健診・乳幼児健診・健診やがん検診など、健康管理をする上では健(検)診の受診はあらゆる年代において大切です。必要な健(検)診情報の発信や誰もが健(検)診を受けやすい環境づくりを進め、生活習慣病などの予防・早期発見・早期治療・重症化予防につなげていきます。

3 地域で暮らし健康になれる環境づくり

市民一人ひとりの健やかな暮らしを支えるためには、家庭や地域、職場が相互に支え合いながら、自然と健康づくりに取り組むことのできる環境整備が必要です。市全体としては、関係各課の役割や専門性を生かし、保健・医療・福祉に関する正しい情報を市民に提供し、健康づくりを支援します。

4 切れ目のない子育て支援

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策を充実させ、妊産婦やこどもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくりを目指します。保護者やこどもの多様性を尊重した育児支援の取り組みを進め、児童虐待の予防や早期発見に努めます。